株式会社千葉総業	千葉県市原市玉前西二丁目二番地十八	工業包装
有限会社永塚建設	千葉県富津市上千百三十七番地	とび
株式会社東京ダイカスト	東京都品川区東大井二丁目二十五番十二号	ダイカスト
株式会社吉野鉄筋工業	東京都あきる野市渕上二百十番地五クレスト・ヒル百五	鉄筋施工
岡田工業株式会社	神奈川県川崎市中原区宮内一丁目六番三十四号	鉄筋施工
小磯工業株式会社	神奈川県横須賀市久里浜六丁目四番一―三十九号	溶接
株式会社ナカザワ	長野県諏訪市中洲五百二十番地二	機械加工
西遠住設株式会社	静岡県浜松市中区十軒町五百二十二番地	配管
三恵株式会社	愛知県清須市土器野南中野四百三十九番地の一	プラスチック成形
友興商事有限会社	兵庫県加東市窪田百四十三番地の一	コンクリート二次製品製造

○厚生労働省告示第五十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、大麦、ばれいしよ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、レタス、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、その他のなす科野菜、すいか、その他のうり科野菜、ほうれんそう、しようが、未成熟えんどう、マッシュルーム、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ぶどう、かき、その他の果実、くり、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪に残留するグルホシネートの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表の�exトフェンプロックスの項中「茶

牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.5ppm
豚の腎臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5ppm
牛の食用部分	0.5ppm
豚の食用部分	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5ppm
乳	0.5ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.5ppm
その他の家きんの脂肪	0.5ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm
鶏の腎臓	0.02ppm
その他の家きんの腎臓	0.02ppm
鶏の食用部分	0.02ppm
その他の家きんの食用部分	0.02ppm
鶏の卵	0.1ppm
その他の家きんの卵	0.1ppm
魚介類	0.8ppm

」を

茶	10ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
牛の脂肪	7 ppm
豚の脂肪	7 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7 ppm

」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のグルホシネートの項を次のように改める。

グルホシネート	
米	0.3ppm
小麦	0.2ppm
大麦	0.5ppm
とうもろこし	0.1ppm
そば	0.3ppm
大豆	2 ppm
小豆類	2 ppm
えんどう	3 ppm
そら豆	2 ppm
らっかせい	0.1ppm
その他の豆類	3 ppm
ばれいしよ	0.2ppm